

「千住いえまち」会則

(名称)

第1条 この会は「千住いえまち」(以下「本会」と略す)と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は本会の目的に賛同する人を持って構成する。

(目的)

第3条 本会は千住の旧街道周辺地域(千住1~5丁目、仲町、河原町、橋戸町)を中心に歴史的建物等の実測調査・研究・建物活用等を行い、会員相互の親睦と協調を深めながら、千住の魅力を発掘することを目的とする。

(役員)

第4条 本会は次の役員を置き、第2条の会員よりこれを選出する。

会長1名 副会長1名 会計1名 監事1名

(役員 of 責務)

第5条 1 会長は、本会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時はこれを代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は会計事務を監査する。

(役員 of 任期)

第6条 役員 of 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議 of 開催)

第7条 本会は、会長 of 招集により、年1回総会を開催する共に、次の各号 of いずれかに該当する場合、会議を開催する。

(1) 本会 of 設立趣旨や大幅な事業変更 of 必要が生じたとき

(2) 会員 of 3分の2以上から総会開催 of 要望があったとき。

(事業費)

第8条 本会 of 事業費は次を充てる。

1 会費は別途定める

2 寄付金 ただし、事業費が不足する場合は、臨時に徴収することができる。

(総会 of 議決)

第9条 会則 of 変更及び事業に関する重要事項 of 決定については、総会において出席会員 of 2分の1 of 議決を得なければならない。

付則 この会則は平成24年4月1日から施行する。

令和4年7月5日一部改正